

工業蒲田

発行所 東京都大田区蒲田4丁目50番地3
電話 (732) 7821~3
蒲田工業協業及編集委員会
機関紙 永印 森 刷
東京江東区新橋2~5
株式会社 栄輝堂印刷所

若い者は何を考えているか

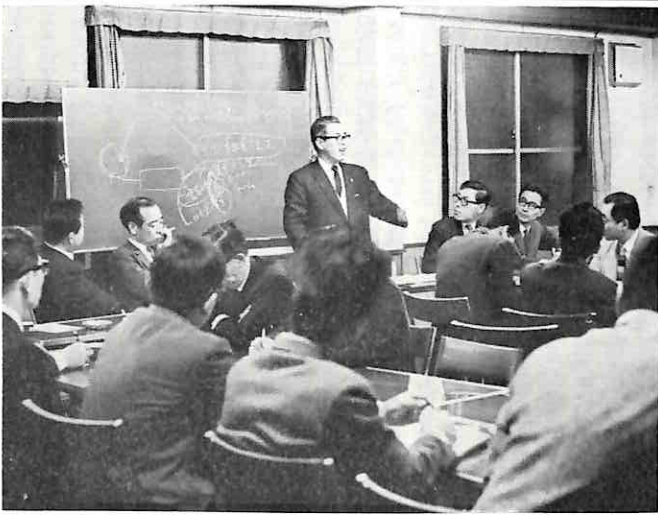
大田区社会教育指導員 佐藤 昌之

断層とは？

自己中心

「断絶」という言葉がよく使われておりますが、企業の中においても全く同じなように思われますので、先ず、断層問題について考えてみたいと思います。

今の若い人々と私たち年代の者とは、もの考え方が大分違っているの、あらゆることに對して、一体、現代の青年はどう考えているのだろうか、と考えれば考へるほどわからなくなり、まあここに一寸困った問題が含まれてい



「若い者は何を考えているか」(青年部会)

て、彼等の合理的主義というのは自己中心の場合が多いのです。例えば、皆さんが日常使われている問題を例にとりますと、昔なら、何時まで残業してくれと言いまふと、皆さん又も言わすに「残業してくれただけで、現代の青年は、残業してくれと言つてもなかなか残業してくれません。全う手前勝手、自己中心のなので

というの、青年にしてみれば俺は働かなくてはならないのだ、だから、あと、働こうと働きたい、それは俺の意思で自由なんだというところ。しかし、果してこれは合理的なのかどうか、と申しますと、この場合、時間的にはどうも知れませんが、実質内容的に、即ち、働くべき時間内における労働密度という問題があります。一日の仕事はこれだけであつて、自分はその一日の仕事で満足したのだから終業時間には帰つてもよいのではないかと、どうのなる、ほんとうに仕事と時間との両面から見て合理的な持っていると申します。

と云ふが、彼等はそこまで考えずに、働く時間は働いたのだからよいのではないかと考えている方々です。したがって、彼等のものの考え方は、本当に合理的なものではなく一見合理的に見えるが、よく見ると自己中心のなつてしまつて、では、なぜ彼等がこんなふうな性質が不十分だからです。ここに教育という問題が出てくるのです。

みななければならぬのですが、今日は時間の関係もあつて省略しますが、この自己中心のものの考え方は、今後ますます多くなると予測されます。さて、これが断層の原因であり、しかも、この傾向が今後ますます多くなるとするならば、問題は、その対策はどうすればよいのか、といふことになりまふ。

それで、私はこう考える、「といふことで、お話を申上げてみたいと思ひます。

管理者の姿勢

私が、よく聞く話の中にも、俺のこの部下は又何ばかり言っている、とホヤいっている管理者がおりますが、部下の文句を聞きかすことのできない能力のない部長とホヤいっています。学校でもさうです。あの生徒は塾へ行ってゐるからで過ぎて困る、さうかと思つと、あの子は全然勉強しなくて困る、と、能力のない先生はホヤホヤのものです。能力のある先生は、できる者は更によくできるよにしますし、できない生徒にはできるように仕向けます。

したがって、問題は管理者の姿勢です。先程申し上げたように現代の青年は自己中心的で、俺だちが考へたのだから手のつけようがない、と放つておいて、たのでは、どうしようもございませぬ。管理者の姿勢が徹底的に考え直さなければなりません。

青年の改造

第二番目に、青年自身を人間改造する必要があります。なぜかと申しますと、彼等はまだまだ社会が住まなければならぬのです。

これは、いくつもの教を込んでも反感を持つたのだといふことは、皆さんがよく経験しておられることと思ひます。

では、どうすればよいのか、と申しますと、日常の仕事を通して話し合ひを青年たち自身でやらせなければならぬといふことです。仕事を能率的に進めるには、どうすればみんながムクなく、しかもムラなくややつて行けるかを、話し合ふ必要があります。

そして、それが、だんだん回数を重ねて行つうちに、私が申し上げたような具体策を、青年たち自身で作りに出します。また、青年たちの中には、必ずしもまだ後で作り出した決めに對しては非常に忠実に守ります。

今、仕事に責任を持て、という一つの例についてお話を上げたい。

ですから、問題は、管理者の姿勢の問題で、青年像のものを集団を通じてだんだん改造して行くという時間が必要だ、といふことになりまふ。

ですから、問題は、管理者の姿勢の問題で、青年像のものを集団を通じてだんだん改造して行くという時間が必要だ、といふことになりまふ。

ですから、問題は、管理者の姿勢の問題で、青年像のものを集団を通じてだんだん改造して行くという時間が必要だ、といふことになりまふ。

ですから、問題は、管理者の姿勢の問題で、青年像のものを集団を通じてだんだん改造して行くという時間が必要だ、といふことになりまふ。

ですから、問題は、管理者の姿勢の問題で、青年像のものを集団を通じてだんだん改造して行くという時間が必要だ、といふことになりまふ。

ですから、問題は、管理者の姿勢の問題で、青年像のものを集団を通じてだんだん改造して行くという時間が必要だ、といふことになりまふ。

ですから、問題は、管理者の姿勢の問題で、青年像のものを集団を通じてだんだん改造して行くという時間が必要だ、といふことになりまふ。

ですから、問題は、管理者の姿勢の問題で、青年像のものを集団を通じてだんだん改造して行くという時間が必要だ、といふことになりまふ。

ですから、問題は、管理者の姿勢の問題で、青年像のものを集団を通じてだんだん改造して行くという時間が必要だ、といふことになりまふ。

目次

若い者は何を考えているか

大田区社会教育指導員 佐藤 昌之

下請中小企業振興法

掲板

大田区工業振興

前掲者に報奨金

業務報告

「皮肉」

「皮肉」

「皮肉」

「皮肉」

「皮肉」

「皮肉」

「皮肉」

「皮肉」

「皮肉」

「皮肉」

「皮肉」

「皮肉」

「皮肉」

「皮肉」

かれ早かれ、出て行く者は出て行くのではないかと思ひます。

会教育なんて、そんなことをやる
ところがあつたのか、と思われる

ですから、私がさきに、青年な
自身で話合いをさせろ、青年な

で、小学校や中学校では駄をな
そこら人間行動というものが生
んにもやってくれないではな
れます。この行動が、よく言われ

冷たさがあって自己中心的で、
栄心が強く、どちらかというと下

やってくれていないではな
れます。この行動が

坊

中

東京都大田区西蒲田7-1-11
電話 (731) 3419, 6658 (733) 2861

スチール家具のことなら御相談下さい



(前頁)

ステリー的と言います。

もう一つのタイプは、申すまでもなく、弱気なタイプです。

この弱気なタイプが非常に多くて困るのですが、劣等感意識を非常に持っていると思います。

勿論、この三つのタイプの中間の者もありますが、青年の場合これが極端に出る場合が多いのです。

それは、社会的な意識が然つしめていられるを得ないのですが、なにはともあれ、青年を見た場合に、その青年が三つのうちのどのタイプに属しているのか、或いは、どちらのほうに寄っているのか、を早く見抜く必要があると思います。これを誤りますと、教育方法を誤ることになります。

この性格というもの、国民性にも非常に左右されるものですが、例えばドイツはどちらかというと強気なタイプが多いと言われています。日本人はどうかと申しますと、だんだん文化が進むにつれて強気なタイプへ、それから強気なタイプへと移ってきています。

おまへ、人間は、赤ん坊の時は弱気なのですが、成長するにつれて、その人なりに、強気へと、それから強気へと向って行くものなのです。

と同意、文化が進むにつれて、弱気から強気へ、強気から強気へと向って行くものなのです。ですから、これからの青年は、だんだん強気な青年が多くなるということができます。

人 格

人格も、大きく分けて三つに分かれます。

その一つは、激情型です。世の中を騒がせるような爆発性を持っていきます。大人でも、なん

か爆弾発言をしないと満足しない人がいます。皆んなを騒がせて、矢張り俺は力があつたと満足している人がいますが、特に今の青年には極端に出てきています。

次が、情癡欠如型です。

これは先程一寸申し上げましたように、戦後育つた者は、欠陥だらけの教育を受けておられるので、情癡が非常に欠乏しているの

が多いのです。ですから、こういう

企業体質

私が預っている青年学級には四十名の子供がおり、その半数以上が五十名以下の企業から来ています。彼等は何となく、利をばとれとばかりいっているの

が、彼等は、先生、俺たちはだんだん努力したってタメなん

ながつていない、と言います。やはり、できるだけ彼等の行手を

さういう受取方をかなりの者がして、しかも、意欲的な者は

と、これは、なに社長から、俺の

それ、私がよく感じますこと

職長は仕事をよく知っているのだ

が、人を動かすことが下手だった

り、どちらのタイプが多いよう

です。

ところで、リーダーシップとは何

かと言いますと、個人の能力を

き出させ、集合させることな

で、

企業体質の話、最後に

職長と言つてもおかしくはない

むしろ、そういう大人には青年は

成績と申すついでに

青年が一番嫌うのは、わかっ

たよ、と言いつつながら、一寸もわ

つた行動をしていない、とい

たのです。

だから、なまじっかわかつた

と言わないで、こういうことは

かるが、この点はわからない、と

ハッキリ言えよ、とい

要は、違いを知るとい

精神のなまじっかわかつた

組合員だより



落成

○株式会社中央
工業社(大田区
東蒲田二ノ七
ノ九 代表者木
戸美年氏)では
かねてより工場
を新築中であつ

たが、このほど落成し、去る二月
一日午後一時より盛大な落成式並
びに落成披露宴を行われた。

○泰和工業株式会社(大田区大森
南三ノ二六六 代表者岡田淳
氏)では、かねてより工場を新築
中であつたが、このほど完成し、
去る三月六日午後一時半より盛大
な落成式並びに落成披露宴を行わ

タイプ印書

迅速・親切

蒲田工業協同組合

内 外 国
特許と商標の出願
懇切取扱

成島特許

港区新橋1丁目18番地-19号
キムラヤ大塚ビル6階

電話 (502) 0638, 0639

赤 馬 重 油

モ ー ビ ル ガ ス
モ ー ビ ル 灯 油

モービル石油(株)特約店
三愛石油(株)代理店

株式会社 新興商事

東京都大田区多摩川2丁目29番8号
電話 (758) 1 6 2 7 (代表)
倉庫 東京都大田区新蒲田3-8-8
電話 (733) 9 6 8 5

下請中小企業振興法

下請中小企業振興法

(目的)

第一条 この法律は、下請中小企業の近代化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに、下請企業振興協会による下請取引のあっせん等を推進することにより、下請関係を近代化して下請関係にある中小企業が自主的にその事業を運営し、かつその能力を最も有効に發揮することができるよう下請中小企業の振興を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一、資本の額または出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、次号の政令で定める業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの。

二、資本の額または出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの。

三、企業組合
四、協業組合
五、この法律において「親事業者」とは、法人にあつては資本の額もしくは出資の総額が自己より

小さい法人たる中小企業者または常時使用する従業員の数が自己より小さい個人たる中小企業者に対し第一号または第二号に掲げる行為を委託することを業として行なうもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し第一号または第二号に掲げる行為を委託することを業として行なうものをいう。

業及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

二、振興基準には、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一、下請事業者の生産性の向上及び製品品質または性能の改善に関する事項

二、親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

三、下請事業者の設備近代化、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

四、車輻の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

五、下請事業者の組織化の推進に関する事項

六、その他下請中小企業の振興のための必要な事項

三、通商産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

（指導及び助言）
第四条 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者または親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行なうものとする。

（振興事業計画）
第五条 政令で指定する業種に属する事業（以下「指定事業」という。）を営む法人たる親事業者（以下「特定親事業者」という。）及び事業協同組合（以下「特定協同組合」という。）が当該指定親事業者の振興を図るため下請事業の振興を営む指定事業について第

二条第二項第一号または第二号に掲げる行為を行ない、かつ、その行為を委託した親事業者との取引に関し主務大臣で定める要件を備えている下請事業者（以下「特定下請事業者」という。）であるもの（以下「特定下請組合」という。）は、当該特定親事業者が当該特定下請組合の組合員である場合を除き、当該特定親事業者の発注分野の明確化、当該特定下請組合の組合員たる特定下請事業者の設備の近代化、技術の向上及び事業の共同化その他の下請中小企業の振興に関する事業（以下「振興事業」という。）について下請中小企業振興事業計画（以下「振興事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、当該振興事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

二、振興事業計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一、振興事業の目標及び内容

二、振興事業の実施時期

三、振興事業を実施するに必要資金の額及びその調達方法

四、振興事業の内容に当該特定下請組合がその組合員たる特定下請事業者及び当該特定親事業者に対して経費を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額を費用の全部または一部に充てて共同利用施設を設置する事業（以下「共同利用施設事業」という。）がある場合において、当該共同利用施設事業を実施するのに準備金を積立てる必要があるときは、振興事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、当該準備金に充てるための経費の賦課の基準を記載しなければならない。

四、特定親事業者は、特定下請組合が振興事業計画の作成について協議したい旨を申し出たときは、当該特定下請組合と協議し、振興事業計画の作成に協力しなければならない。

五、第一項の規定による業種の指定にあつては、親事業者の下請事業者に対する依存度と、下請中小企業の振興を図ることによる産業の国際競争力の強化または産業構造の高度化の見通しとを考慮しなければならない。

（承認の基準）
第六条 主務大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該振興事業計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一、前条第二項第一号に掲げる事項が振興基準に照らして適切なものであり、かつ、当該特定親事業者及び特定下請組合がその事項を達成するのに必要な適格性を有するものであること。

二、前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項並びに同条第三項に規定する場合にあつては同項に規定する賦課の基準が当該振興事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三、当該特定下請組合の組合員が当該振興事業に参加することについて不当に差別されないものであること。

四、当該特定下請組合の組合員たる特定下請事業者の大部分が当該振興事業に参加するものであること。

（振興事業計画の変更等）
（次頁へ）

備えあれば……

安全保護具のことならミドリにご相談ください。

完全に安全な作業環境は造れないものだろうか。

ミドリは常にこの提案のもとに、装身保護具から環境安全衛生機器にいたるまで、さまざまな安全衛生機器具の開発・製造・販売をいたしております。



安全靴
作業靴
静電靴
防寒靴
作業服
事務服
防寒服
防熱服
雨衣
無塵衣
インナースーツ
静電服
手袋
安全帯
ヘルメット
保護メガネ
保護マスク
漏電しゃ断器
自動電撃防止装置
工場用冷風機
個人用冷房服
ヒューム除去器



ミドリ安全株式会社

本社 東京都渋谷区広尾5-4-3 TEL 442-8281(代)
城南出張所 東京都太田区南馬込2-29-1
TEL 東京 (03) 775-4571(代)

(前頁より)

第七條 第五條第一項の承認を受けた特定親事業者及び特定下請組合は、当該振興に係る振興事業計画を策定し、かつ、そのとき主務大臣の承認を受けなければならない。

2、主務大臣は、第五條第一項の承認を受けた特定親事業者または特定下請組合が当該承認に係る振興事業計画(前項の規定による変更の承認があつたときはその変更後のものとし、以下「承認計画」という)に従つて振興事業を実施してないことを認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

3、前条の規定は、第一項の承認に準用する。

(資産の確保)

第八條 政府は、承認計画に従つて振興事業を実施するに必要な資金の確保またはその融通のあつせんに努めるものとする。

(下請中小企業振興準備金)

第九條 第五條第一項の承認を受けた特定下請組合が承認計画で定める同条第三項に規定する賦課の基準に基づいてその組合員たる特定下請事業者及び当該特定親事業者に対して経費を賦課した場合において、当該特定下請組合が当該賦課に基づいて納付された金額を下請中小企業振興準備金として積み立てたときまたは当該特定下請事業者もしくは特定親事業者が当該賦課に基づき納付すべき金額を納付したときは、租税特別措置法に定めることにより、当該特定下請組合または特定下請事業者もしくは特定親事業者に対する法人税または所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(報告の義務)

第十條 主務大臣は、第五條第一項の承認を受けた特定親事業者または特定下請組合に対し、振興事業の実施状況について報告を求めることができる。

(下請企業振興協会)

第十一條 国及び都道府県は、民法第三十四條の規定により設立された法人であつて次の各号に掲げる業務を行なうもの(以下「下請振興協会」という)に対し、下請取引の円滑化を促進し、下請中小企業の振興を図るため、その業務に関し必要な指導及び助言を行なうよう努めるものとする。

一、下請取引のあつせんを行なうこと。

二、下請取引に関する苦情または紛争について相談に応じ、その解決についてあつせんを行なうこと。

三、下請中小企業の振興のために必要な調査または情報の収集もしくは提供を行なうこと。

第十二條 下請企業振興協会は、その業務を公正の確に、かつ、広域にわたる効率的に遂行するよう努めるものとする。

(主務大臣等)

第十三條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一、第四條の規定による指導または助言については、当該下請事業者または親事業者の事業を所管する大臣とする。

二、第五條第一項、第六條もしくは第七條第一項の規定による承認、同条第二項の規定による承認の取消または第十條の規定による報告の徴収については、当該振興事業計画に従つて振興事業を実施すべき事業者の事業を所管する大臣とする。

第十四條 第十條の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第十五條 第十條の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第十六條 法人の代表者または法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

付 則

一、この法律は、公布の日から起算して、六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

二、中小企業法設置法の一部を次のように改正する。

第三條第一項第七号の三中「中小企業振興臨時措置法」を「下請中小企業振興法」に改める。

三、中小企業信用保証法の一部を次のように改正する。

第三條第三項に次の一号を加える。

十、下請中小企業振興法第五條第一項の承認を受けた事業協同組合であつてその承認に係る同項の振興事業を行なうもの及びその構成員であつて当該振興事業に参加するもの(第一号から第三号の二まで及び第六号から第九号までに掲げるものを除く)

第三條の四第二項中「第二号の事業」の下に「もしくは同項第十号の振興事業」を加える。



大田区工業展

第十一回大田区工業展が左記により開催されます。

会期 三月十八日(木)・二十一日(月) 五日間

会場 大田区産業会館一階会場(工作機械類)、二階会場(電機、化学、金属、精密機械、工具、計器、光学、事務用機械、その他)、三階会場(カタログセンター、精密測定室、工業資料室、工業技術相談コーナー)

併催事業 第六回優秀機械工芸展(三階と四階講堂)、(四)第十回大田区カタログデザインショー(三階カタログセンター)、(ハ)ハネルでみるプラスチック産業展(各階段壁面)、(ニ)産業文化映画会(四階第五集會室)

前納者に報奨金

四月は、固定資産税の第二期分の税金を納めていた月です。お近くの商工中金、銀行、信用金庫、信用組合などご利用の上、早めにお納め下さい。

なお、そのときに、第二期分が第四期分までの税金をまとめてお納めになりますと、その場ですぐに1%の割合の報奨金ももらえます。(郵便局ではこの取扱いはいたしません)

(東京都大田区税務事務所より)

クレトイシ代理店

第一極薄切断砥石、煉瓦ブレード、帝研オフセット、鋼材切断砥石、三菱ダイヤモンド工具、X17ダイヤモンドペースト、研磨布紙ベルト、研磨機、切断機、パレル回転機、メディア・グリットショート、クレカット研削油、研磨微粉

中央砥研材株式会社

東京都文京区湯島3丁目12番1号
TEL (833) 9761代 (831) 9760

あなたに太陽をさしあげます

三共のオイルヒーター

13の特徴をもつ性能一番の三共製品をお買い下さい

工場・事務所・応接間・ホールなどに

(詳細はカタログをご覧の上、組合へお問合わせ下さい)

お問合わせは蒲田工業協同組合へ

電話 (732) 7821 (代)

塗料; 塗装機材の コンサルタント

昭

どんな事でも気軽に相談下さい

株式会社 昭和塗料商会

本社 東京都大田区南蒲田1-21番12号 (738) 1151代
本横濱支店 (23) 4461代~3 中野支店 (381) 7173代
名古屋出張所 (361) 3675 前橋出張所 (23) 407

マニラロープ
軍手、その他
工場清掃用部品

山本登商店

大田区蒲田4-43-12

電話 (731) 0453 (732) 9735

業務報告

十二月 商業手形割引取扱高
四、五、六三三、六四八円
年末運動資金融資取扱高
一五、三〇〇、〇〇〇円
(六工場)
一月 商業手形割引取扱高
三九、八〇八、〇八八円
二月 共同購入業務取扱高
二、〇二八、一三八円
一月 共同購入業務取扱高
一、八〇六、〇九〇円
十二月一日 講演会(青年部会)
テーマ「創造性の開発」
講師 産業能率短期大学講師 高岡 正氏
十二月二日 座談会
機関紙新年号に掲載のため、組合役員と青年部会役員との合同座談会を開催
十二月二日 懇談会
右座談会終了後、組合役員と青年部会役員との懇談・懇親会を開催
十二月三日 ヨーロッパ中小工場視察準備Bグループ会議(青年部会)
①ドイツ国内におけるスケジュールについて
②エスヘルカンブ工場地の見学希望工場について
十二月五日 職員年末手当支給
十二月八日 中小企業団体全国代表者会議
尾崎記念会館において、中小企業団体全国代表者会議が開催され、戸上専務理事出席
十二月八日 長期経営計画作成講習会(青年部会)
第二日を開催(講師「経営コンサルタント」倉定氏)
十二月八日 ヨーロッパ中小工場視察準備Bグループ会議
六月十七日はドイツ統一記念日に当るため、この日の見学を除外するについて協議
十二月十日 工場見学(青年部会) 見学工場 加藤機器株式会社 大田区下丸子二二二九
ポイント 見学のポイントは省力化
十二月十日 忘年会(青年部会) 五時三〇分より蒲田駅西口ステーションビル八階ホールにおいて忘年会を開催
十二月十七日 長期経営計画作成講習会(青年部会)
テーマ「資金計画の樹立」
講師 経営コンサルタント 倉定氏
十二月十七日 ヨーロッパ中小工場視察準備Bグループ会議
左の通り決定
六月十七日はドイツ統一記念日につき、休養日に充てる
十二月十八日 正副部会長会議
①新年会について
一月八日開催の新年会の出席者が現在二〇名なので、未回答者に対し、分担して出席を勧奨することに決定
②一月例会研究会について
一月二十二日に月例会研究会として、東洋経済新報社顧問大原万平氏の「本年の景気の動向」の講演に当るので、当日は工場見学を中止し、懇親会にあてることに決定
また、見学工場のアポイントをとる関係上、参加についてのアンケートをとることに決定
③総会記念講演について
総会記念講演として、講師として小坂徳一郎氏が希望されているので、交渉したところ、一月中は国会開催中のごとき無理なので、三月ならという回答に接したため、三月に総会を開催することにした
なお、「政治と中小企業」というテーマとし、副題として、政治の中から見た中小企業、経営者として見た中小企業の将来、とすることに決定
また、当日は他の青年部会にも呼びかけて、できるだけ出席者を多くするよう努力することに決定した
④ヨーロッパ中小工場視察準備について
六月十七日はドイツ統一記念日に当るので、当日は工場見学を中止し、懇親会にあてることに決定
⑤一月事業について
イ、経営サロン
左の通り決定
日時 二月三日(第二水曜日) 午後六時
テーマ ①春闘その他の情報交換、②新海氏 赤井氏からヨーロッパ事情を聞く
ロ、月例会研究会
左の通り決定
テーマ ①今の若い人は何を考えているか
講師 大田区青少年指導員佐藤昌之氏
なお、当日は四〇才以下の上の職クラスにも呼びかけることに決定
⑥昭和四十六年度事業について
左の通り決定
イ、中野新報社指導講習会について
は、企画担当委員を決めて推進することを役員会に諮る
ロ、経営サロンをもつと活発にしたい、できれば月二回実施
ハ、事業計画を各自研究し、次回正副部会長会議に案を持ち寄ること
なお、次回の正副部会長会議は二月八日正午とする
十二月二十九日(金)用約め
一月五日(金)用約め
一月八日 東京都中央主催「冬期講習会」開催について通知
一月八日 正副部会長会議(青年部会)
①報告事項について
左記事項について事務局より報告、全員諒承
イ、昭和四十五年度末試算表について報告
ロ、新年会出席人員について報告(青年部会出席予定者二十八名)
ハ、一月例会研究会について
日時 二月二十二日(金)午後六時より
場所 蒲田工業会館
(次頁へ)



「日本経済の見通し」(大原万平氏)

麻雀大会

燃料油
パン

潤滑油

卸小売

有限会社 旗降商店

東京都大田区西六郷1丁目50-11

電話 蒲田 (733) 0368 代表
(731) 5733

(前頁より)

テーマⅡ「経済動向」(業種別動向)で、これに対する中小企業の対応方、なお、これから成長産業について

講師Ⅱ東洋経済新報社顧問大原万平氏

二、総会記念講演講師について

総会記念講演講師として小坂徳三郎氏を予定しているが、一月十二日または十三日に秘書の南氏に会うことになっていることを報告

②二月月例研究会について

左の通り決定
日時Ⅱ二月十八日(木)または十九日(金)午後六時より
場所Ⅱ蒲田工業会館

テーマⅡ「現代の若い者は何を考えているか」(特に、働く若い者の仕事に対する考え方、仕事を生活の中においてどんな位置づけをしているか)

講師Ⅱ大田区青少年指導員佐藤氏

なお、この講演は四〇才以上の現場監督者にも聴講を勧奨することと決定。また、講師との連絡責任者として島海副会長を決定

③ヨーロッパ中小工場視察旅行参加者アンケート結果について

きびしい経済情勢に鑑み、ヨーロッパ中小工場視察旅行の参加希望者について再度アンケートを集めた結果、

参加確定なもの 二名
参加不確定なもの 一〇名
参加しない 他

という結果を得たので、実施するかしないかについて審議

なお、全体会議(二月二十二日)に諮ることと決定

④昭和四十六年度事業方針について

左の通り決定
日時Ⅱ二月十八日(木)または十九日(金)午後六時より
場所Ⅱ蒲田工業会館

ことばの泉



われていきます。

この「皮肉」の由来は、中国禪宗の始祖「面壁九年」で有名な達磨(だま)大師のことから出

皮

肉

ていると言われています。

大師は、門人の言ったことに対して、「お前の得たものは皮だ」とか、「お前の得たものは肉だ」と評しました。これは、仏教の根で、根本義を深く悟ったものには

わしの辛らつな批判をすることを。なお、仏典から出た言葉は数多くあります。

例えば、「道具」は、本来、仏道修行のための用具を表わし、油断は、「涅槃(ねはん)経」からきたもので、「油をこぼす」というのが原義でした。

このほか、「当分」、「挨拶」、「二枚舌」、「退屈」、「皮相」というような現在の日常語も、もとは仏教関係の言葉です。

本義に対して、上つ面(うへ)は「骨を得た」とか、「髓(すい)を」とかを論じ、考えが浅く、悟ることの薄いことを意味します。

そして、大師のこの遠まわしの言い方が評判になり、後に、遠ま

うにしたい

ハ、特別講習会開催について
経営者としての地味な具体的な勉強もしなければならぬので、特別講座を開催し、特別会

計で実施したい
①旅行先ゼミナールについて
昨年度の箱根におけるゼミナールの成功に鑑み、年一回からい、旅行先ゼミナールを実施したい

ホ、中堅幹部育成講習会開催について
昨年度よりの継続事業として実施したい

⑤次回正副部会長会議日時決定について
左の通り決定
日時Ⅱ一月十九日(火)正午
場所Ⅱ蒲田工業会館

⑥全体会議報告事項並びに開催日時について
左の通り決定
日時Ⅱ二月二十二日(金)月例研究会終了後

報告事項Ⅰ①総会は二月の予定のところ講師「小坂徳三郎氏」の都合により三月に延期、②二月月例研究会の件、その他

審議事項Ⅱヨーロッパ中小工場視察旅行実施の可否について
一月八日 組合員新年名刺交換会
一月十九日 正副部会長会議

①報告事項
事業予定並びにその関連事項について報告、全員承認

②大田区青少年指導員佐藤氏と懇談
③二月経営サロンについて
二月四日(木)開催の経営サロンのテーマについて諮ったところ

時短の問題、情報交換、昭和四十六年度事業、その他について話題にするに決定

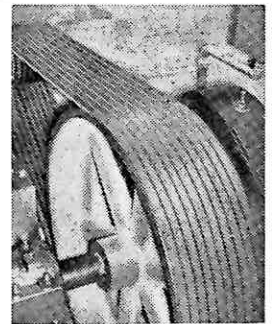
④幹部会開催について
二月五日(金)午後六時より相談役を交えて幹部会を開催することと決定

⑤モニター制について
正副部会長会議にモニターを呼び意見を聞くことに決定
一月二十一日 常任理事会

①商工中金増資について
商工中金の増資割当五〇万円を引受けることに決定

②中経協基金について
中経協事務局拡張に伴う保証金としての基金を、五万円支出することと決定

(次頁へ)



三星調帯の平Vベルト
東北ゴムのゴムホース
ゴム・石綿・皮・パッキング
ファイバー・フェルト・ビニール製品
三馬ゴム・履物・合羽・手袋

蒲田ゴム株式会社

大田区蒲田3-22-6 (京浜第一国道夫婦橋際)
電話 (732) 3771 (代) ~ 4

新森田式金切弓鋸盤
特許森田式全油圧金切弓鋸盤
特許鋸刃自動研磨盤
製作販売並鋸刃研磨下請

森田機械製作所

東京都品川区西品川1-26-12
TEL (781) 9287-0673

作業服・事務服・耐酸服
帽子・防寒衣・タオル

今村商事

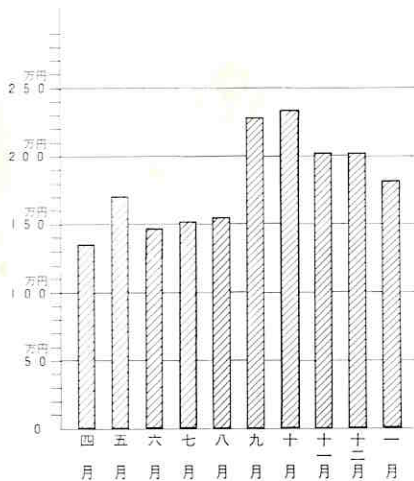
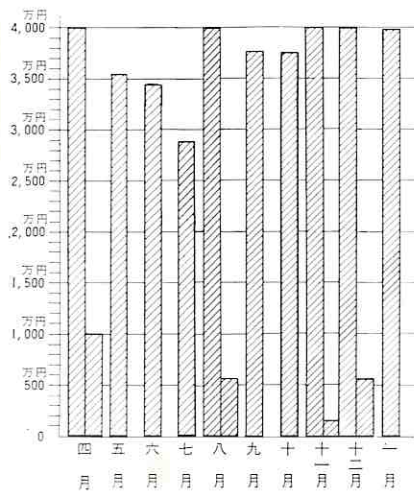
横浜市旭区万騎ヶ原32-74
TEL 045 (361) 1794

早春の候お見舞申し上げます

衆議院議員

宇都宮徳馬

東京都品川区東五反田3-16-1
電話 (441) 7081, 7082



昭和四十五年度商業手形割引取扱高

昭和四十五年度共同購入業務取扱高

承

①報告事項
事業予定について報告、全員承認

一月二十二日 全体会議
大原 万平氏

講師 東洋経済新報社顧問
大原 万平氏

一月二十二日 月例研究会
テーマ「日本経済の見通し」

菅野協会主催「節税教室」について通知

一月二十二日 東京部中小企業経営者協会主催「節税教室」について通知

⑦職員昇給について
新海、大谷両常任理事並びに専務理事が出席することに決定

⑧中小企業者と秦野章氏との集いに出席について
副理事長、専務理事が出席することに決定

⑨大森中金会旅行について
副理事長、専務理事が出席することに決定

⑩中央主催冬期講習会について
出席方を要請

⑪永森副理事長と相談の上、日時について
その他を決定

⑫新春初顔合わせ庶務大会開催について
⑬新入社員研修会開催について

池貝 鉄工溝ノ口工場を見学(青年部会)



⑭ヨロツハ中小工場視察旅行実施の可否について
次回の会議に改めて諮ることに決定

一月二十三日 長期経営計画作成
講習会(青年部会)(第五回)
施行可否問題に関する件

一月二十五日 講演会(青年部会)
①ヨロツハ中小企業発展旅行実施の可否問題に関する件
②三月経営サロンの運営について
予算案について

③三月経営サロンについて
新海衛氏、赤井敬氏にお願いして、ヨロツハの視察旅行をお願いすることについて決定

安全を保証する サトーの保護具

産業用安全衛生保護具のことなら、なんでも揃っているサトーに御用命下さい。

★御一報次第カタログ御送りします

株式会社 サトー

本社 大田区北馬込2～50～66
電話 (773) 0161
東京大森工場・茨城石岡工場

安全・正確・迅速に電路を接続するスタークリップ



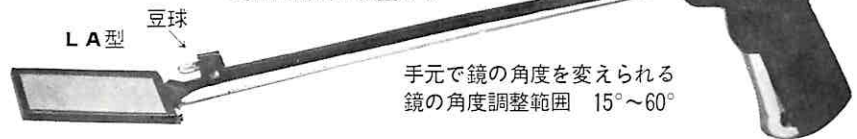
ビニールカバー付



ゴムカバー付

スター点検灯 (眼の届かぬ所が見える)

良品は精密な検査から



手元で鏡の角度を変えられる
鏡の角度調整範囲 15°～60°

永森電機株式会社

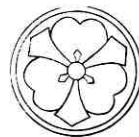
蒲田工業協同組合で取扱っています。 電話 (732) 7821 (代)

東京
鳥七

蒲田三十一四一四京浜線踏切際

電話 蒲田 (731) 三三四〇
(七三七四)

御集會に
お祝いに
御法要に
ぜひ鳥七の
幕の内弁当折詰の御利用を



鳥七

営業所	(731)	コ	コ	コ	オ
目録	(738)	9	9	9	0
	(738)	0	8	1	3

蒲田工業協同組合

TEL(732) 7821-3

取扱品目

1. 超硬工具(バイト、工具)
(三菱、東芝)
2. 作業衣、帽子
3. 安全靴、保安帽
4. ウェス、軍手
5. 金属製机、椅子、書庫、ロッカー、部品棚
6. 油及び塗料
7. 砥石、ベルト、化学薬品類

御一報次第直ちに参上して御見積り致します。何卒御利用下さい。